

99. 続く冤罪事件

冤罪は権力による最大の人権侵害だと思う。次のような冤罪確定の判決が相次いでいる。

① 6月11日 大川原工機訴訟「違法捜査」確定

2020年3月噴霧乾燥機が生物兵器に転用可能とし外為法違反の疑いで大川原化工機の社長等を逮捕。21年7月起訴後初公判直前に起訴を取消す。9月都国に損害賠償請求、23年12月都国に支払を命じる判決、24年1月内容に双方控訴、25年5月都国に再び支払判決。

② 7月25日 湖東事件の損害賠償訴訟で県側に賠償判決確定（国への請求棄却には控訴）。

2003年滋賀県の病院で患者が死亡し殺人罪で服役後再審無罪が確定した元看護助手が国と県に損害賠償を求めた訴訟。

③ 8月01日 福井中3殺害事件で再審無罪確定

1986年福井市の中学3年生が刺殺された事件。逮捕された前川氏は一審無罪、二審懲役7年、最高裁確定。満期出所後、2度目の再審請求で無罪確定（無罪まで39年かかっている）。

どれも内容を追うと、味方である筈の警察・検察が人を嵌めたり、自分達に不利な証拠を開示せず、犯罪を形作っていることがわかり怒りを覚える。①では捜査の検証報告書で「指揮機能不全で違法逮捕」と自らの過ちを認め、警視庁と警察庁は当時の警視庁公安部長ら退職者を含む19人を処分し、警視総監が謝罪に追い込まれた。しかし、被害者らは第三者を含めた真相解明は行われていないと批判する。この事件に疑問を持ち、無理筋な事件と早くから思っていた人は私を含め多いと思う。まして、法廷で問われた警察官が「(捜査の)決定権を持つ人の欲なんでしょう」とまで言われてしまった最低の捏造事件であった。②では「逮捕から21年、言葉では言い表せないご心労、ご負担をおかけした」と県警本部長が被害者に直接謝罪。しかし、捜査の問題点を具体的に検証することは否定していて疑問だ。③では「判決で主要関係者の供述の信用性が否定されており、取調の適正化等をさらに推進する」と他人事のように警察庁長官が定例記者会見で述べ、県警本部長は「判決を重く受け止める」というのみで謝罪の明言は避けた。担当の高検検事は「被害者への謝罪は(現時点では)考えていない」という。謝るのは当然なのだが。

なお今年前半には、④2月25日 大崎事件第4次再審請求認めず（1979年鹿児島県大崎町で事件発生。懲役10年が確定し服役。出所後再審請求の否認が続く）、⑤3月14日 松橋事件損害賠償訴訟で国に賠償命令、その後双方が控訴（1985年熊本県松橋町で事件発生。殺人罪等が確定。99年仮出所、2019年再審無罪確定）などの冤罪絡みの判決があった。

冤罪を生む背景の一つに、否認すれば身柄拘束が長引くという「人質司法」がある。よく聞くことであり、多くの冤罪事件が該当する。また、「供述弱者」に対する警察・検察側の誘導もある。「供述弱者」は自らの思いをうまく表現できない人で、知的障害者や少年少女等で、相手に迎合しやすい特性がある（②や④）。

「再審法」も問題だ。再審法が「無辜の民」を救う最後の砦なのに、内容が不合理過ぎるためである。袴田事件（袴田さんは逮捕から58年を経て無罪確定）では、無罪の方向性を示す証拠（5点の衣類の発見直後の写真）を検察側が開示するのは2014年。最初の再審請求から33年を要した。2014年再審開始判決が出るも検察が抗告して再審開始決定は2023年。確定まで9年を要した。70年間改正されていない再審法は、検察側に証拠開示の義務がない上、抗告権がある為、「開かずの扉」といわれる。

以前からいられているが、「人質司法」も「再審法改正」も対応のリミットが来ている。

参考資料：東京新聞、日弁連HPなど

(2025年8月11日)